

# 不妊に悩む方への医療費助成のご案内

体外受精・顕微授精を受けた方の経済的負担を軽減するため、配偶者間の治療に要する費用の一部を助成します。(初回30万円まで 最大10回まで助成)

## 対象者

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた方で、治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下の夫婦のうち、次の要件をすべて満たす方

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。(治療開始時に婚姻していること)
- (2) 指定医療機関で治療を受けていること(他の都道府県、指定都市、中核市が指定する医療機関を含む)
- (3) 夫又は妻のいずれかが申請日において府内(京都市を除く)に居住していること。

※10回までの助成は京都府独自ですので、7回目(初回助成時の治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は4回目)以降は、治療開始時から申請時まで京都府内にお住まいの方に限ります。

- (4) 夫と妻の所得の合計額が730万円未満であること(男性不妊治療のみの申請は730万円以上でも助成が受けられます。)

新型コロナウイルス感染拡大のため、上記の要件を令和2年度に限り変更しています。  
詳しくは別紙チラシ及び京都府ホームページをご確認ください。

## 府内の指定医療機関

- ・ 京都府立医科大学附属病院 (075-251-5111)
- ・ 京都大学医学部附属病院 (075-751-3111)
- ・ 医療法人財団足立病院 (075-221-7431)
- ・ 医療法人田村秀子婦人科医院 (075-213-0523)
- ・ I D Aクリニック (075-583-6515)
- ・ 医療法人倅生会身原病院 (075-392-3111)
- ・ 醍醐渡辺クリニック (075-571-0226)

## 所得の計算方法

以下の方法で算出した夫の所得額と妻の所得額の合計

所得額 = 所得の合計額 - 80,000円 - 控除額計

### 【所得の合計額】

所得の合計額 = 総所得金額<sup>※1</sup> + 退職所得 + 山林所得 + 土地等に係る事業所得等 + 長期譲渡所得 + 短期譲渡所得 + 商品先物取引に係る雑所得 + 条約適用利子等 + 条約適用配当等

※1 給与所得<sup>※2</sup>、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得の合計額です。

※2 給与所得とは給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

注) 所得の合計額には分離課税の配当所得及び株式譲渡所得は含みません。

### 【控除額の種類】 (次の①~⑥の合計)

- |                 |          |                           |
|-----------------|----------|---------------------------|
| ①雑損控除の額         | ④障害者控除   | 270,000円(特別400,000円)×該当者数 |
| ②医療費控除の額        | ⑤寡婦(夫)控除 | 270,000円(特例350,000円)      |
| ③小規模企業共済等掛金控除の額 | ⑥勤労学生控除  | 270,000円                  |



## 助成額・治療範囲

1回の治療につき15万円（初回治療は30万円）まで助成  
 \* 治療ステージC、Fの場合は7万5千円まで助成  
 男性不妊治療は20万円（初回は30万円（注））まで助成

（注）男性不妊治療は夫と妻の所得の合計が730万円以上の場合は、初回助成限度額が20万円となります。

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲		助成上限額／治療1回	
		初回治療	2回目以降の治療
A	新鮮胚移植を実施	30万円	15万円
B	凍結胚移植を実施（採卵・受精後、母体の状態を整えてから胚移植）		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	7万5千円
D	体調不良等により移植の目的が立たず治療を終了	30万円	15万円
E	受精できず中止、又は胚の分割停止、変性等により中止		
F	採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	7万5千円
上記に伴い実施される精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE等）		30万円（注）	20万円

- ◇ 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。
- ◇ 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合も助成対象となります。（卵胞が発育しない、体調不良等により卵子採取以前に中止した場合を除く）
- ◇ 男性不妊治療とは、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE等）をいいます。（治療ステージCは対象外となります。）
- ◇ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象になります。
- ◇ 入院費、食事代、文書料等は助成対象になりません。また、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療や、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する場合は助成対象になりません。

※ 保険適用の不妊・不育症治療、人工授精に対する助成については、お住まいの市町村にご相談ください。

## 助成回数

通算して最大10回まで

- ◇ 京都市及び京都府以外の都道府県、政令市、中核市において受けた助成回数を含みます。
- ◇ 次の方は、通算10回に満たない場合でも助成対象になりません。
  - ① 治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上である場合（令和2年度に限り、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで対象）
  - ② 平成27年度までに通算5年助成を受けている場合

## 申請方法

治療終了後、申請書に必要書類を添えて、最寄りの府保健所へ提出してください。  
 ※京都市にお住まいの方は、京都市保健福祉センターへお問い合わせください。

## 申請受付

**令和3年3月31日まで** ※治療終了後は早めに申請してください。  
 （令和2年4月1日～令和3年3月31日までに治療が終了したもの）

- ◇ 令和3年3月末に治療が終了し、受診等証明書の交付に時間がかかる等、特別の事情がある場合は、**必ず事前に最寄りの府保健所へご相談願います。** 場合によっては助成対象にならないことがあります。
- ◇ 初回助成を受けた後、それより前の治療分を遡って申請することはできません。なお、2回目以降の治療分の申請順序は問いません。

## 提出書類

京都府内で(京都市除く)申請される場合は、下記のものがが必要です。

	必要書類	確認内容	京都府(京都市除く)での初回申請時	京都府(京都市除く)での2回目以降
1	特定不妊治療費助成事業申請書	所定様式、本人記入 1回の治療につき1枚必要です。※1	○	○
2-1	特定不妊治療費助成事業受診等証明書※2	所定様式、医療機関記入	○	○
2-2	同上 男性不妊治療専用 ※2	所定様式、医療機関記入	○	○
3	医療費の領収書原本※3	・医療機関等から発行されたもの ・治療費の明細がわかるもの	○	○
4	住民票	・発行後3ヶ月以内のもの ・世帯全員のもの ・前住所の記載のあるもの ・世帯主との続柄の記載のあるもの ・マイナンバーの記載は不要 ・夫婦で住所が異なる場合は、夫・妻二人分	○	○
5	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)	・発行後3ヶ月以内のもの ・抄本の場合は夫・妻二人分	○	△(注)
6	市町村・府民税課税証明書※4	・夫と妻の二人分 ・控除額の明細がわかるもの	○	○

(注) 住民票で婚姻関係が確認できる場合は、2回目以降省略できます。

ただし、世帯が異なる場合や住民票で確認できない場合は、戸籍謄本の提出が必要です。

※1 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。

※2 体外受精・顕微授精と男性不妊治療を異なる医療機関で受けた場合は2-1と2-2の証明書、その他の場合は2-1の証明書のみを提出してください。

※3 領収証は原本を確認した後に返却しますので、確定申告をされる場合は、この助成金の申請後に行ってください。

※4 所得証明書、課税決定通知書等は不可。なお、令和2年6月～令和3年5月末の申請は、令和2年度課税分(令和元年所得)の市町村・府民税課税(非課税)証明書を提出してください。

## 問い合わせ・申請窓口

府保健所名	電話番号	お住まいの市町村
乙訓保健所	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	0771-62-4753	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

## 京都府 健康福祉部 こども・青少年総合対策室

<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/funin28.html>

# 妊娠出産・不妊に関する相談窓口

## 妊娠出産・不妊ほっとコール

 075-692-3449

毎週 月曜日～金曜日。9:15～13:15 / 14:00～16:00

- 祝日・年末年始は除きます。来所相談は要予約。
- 相談料は無料です。秘密は厳守します。



詳しくはこちら

これから  
赤ちゃんが欲しい人  
不妊治療中の  
悩みの相談

妊娠中（産後）の  
体調や心のこと  
誰かにじっくり  
相談したい

出産後の  
育児が辛いとき  
どんなサポートが  
受けられるの？

## ワンストップで対応します！



専門の資格を持った相談員  
（助産師、産業カウンセラー等）が、  
ちょっとした疑問や不安にも寄り添って対応します。  
1人で悩まずに、まずはご相談ください。



## 仕事と不妊治療の両立支援コール

 075-692-3467

毎月1回 第1金曜日。9:15～13:15

- 上記以外の相談時間（月曜日～金曜日 9:00～21:00）  
については、ホームページからご予約ください。
- 祝日・年末年始は除きます。来所相談は要予約。
- 相談料は無料です。秘密は厳守します。



詳しくはこちら

不妊治療中に  
どんな休業・休暇  
制度があるの？

不妊治療のことを  
職場に相談しにくい  
のですか？

従業員から  
不妊治療中である  
ことを相談されたか  
どうすれば？

# 不妊に悩む方への医療費助成のご案内

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う変更点

特定不妊治療費の助成を受けていただける対象者の要件について、従来よりお知らせしているものから、下記のとおり変更となりますので、ご確認をお願いします。

### (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること（治療開始時に婚姻していること）

⇒変更なし

### (2) 指定医療機関で治療を受けていること（府外の医療機関も含む）

⇒変更なし

### (3) 治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下であること

⇒変更あり

★令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦で、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した方



治療期間の初日における妻の年齢が43歳でも助成の対象となります。  
(令和3年3月31日までに必要書類を揃えて申請できるものが対象)

### (4) 夫又は妻のいずれかが申請日において府内（京都市除く）に居住していること

※7回目以降（初回助成時の治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は4回目以降）は、治療開始時から申請時まで京都府内に居住していること

⇒変更あり

★令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳で、かつ令和2年度に初めて助成を受ける妻の年齢が40歳である夫婦で、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した方



「治療開始時から申請時まで京都府に居住していること」という条件が、通常は『4回目以降』から必要ですが、『7回目以降』から必要になります。  
(6回目までは条件を満たさなくても助成の対象となります)

### (5) 夫と妻の前年所得（令和2年度課税分）の合計額が730万円未満であること（男性不妊治療のみの申請は可）

⇒変更あり

★前年の所得（令和2年度の課税証明書上の所得）が730万円以上であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、本年の所得が730万円未満となる見込みの場合



助成の対象となります。

該当する方は、申請時に下記のものをお持ちください。

- 所得急変前の課税証明書の写し
- 会社作成の給与見込 もしくは  
令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1ヶ月の給与明細
- 賞与等の明細
- 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、  
破産宣告通知書、廃業等の届出(あれば)

下記は一例ですので、詳しくは  
京都府HPをご確認ください。

等、所得急変を確認できるもの

★新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、前々年の所得（令和元年度の課税証明書上の所得）が730万円未満であって、前年の所得（令和2年度の課税証明書上の所得）が730万円以上となる夫婦



前々年の所得（令和元年度の課税証明書上の所得）をもって助成の対象となります。  
申請時に令和元年度の課税証明書をお持ちください。

京都府 健康福祉部 こども・青少年総合対策室

<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/funin28.html>  
電話 075-414-4727 メール [kodomo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kodomo@pref.kyoto.lg.jp)